

平成28年度 扶養状況調査(検認)を実施します!

～収入等に係る証明書等の準備をお願いいたします～

本年度は、被扶養者の扶養状況調査(検認)を行う年度となります。

共済組合では、被扶養者に対しても組合員と同様に医療保険の適用等、様々な給付を行っており、その費用は組合員皆様の掛金と所属所からの負担金によって賄われております。そのため、被扶養者資格の認定に関しては、組合員との続柄や収入状況等一定の要件を満たしていることが条件とされています。

しかし、時間の経過とともにその要件から外れる方もありますので、共済組合では、地方公務員等共済組合法に基づき、2年に1度その要件を備えているかの調査(検認)を実施し、被扶養者資格の確認をしています。

対象となる方については、所属所の共済事務担当課を通じて調査の依頼をいたしますので、提出漏れ等ないように十分ご注意ください。

また、検認の実施期間内に正当な理由がなく関係書類の提出がない場合は、前回の基準日以降の生計維持関係がないと判断いたしまして、平成26年7月1日付けで認定取消となりますのでご注意ください。

なお、共済組合への提出期限は8月31日(水)必着となっておりますので、ご協力をお願いいたします。



(イメージ)…変更になる場合があります。

1 調査対象者

平成28年4月1日現在における年齢が18歳以上75歳未満の被扶養者で、平成28年3月31日までに認定された方及び平成28年4月1日の組合内転入者で、7月1日現在認定されている方全員が対象となります。

ただし、本年4月1日以後の認定年月日(組合内転入者を除く。)の方は除きます。

2 調査対象期間

平成26年7月1日から平成28年6月30日までの期間

3 調査方法

被扶養者資格確認届書(以下「確認届」という。)の記載内容と添付書類により実施します。

今回より確認届の様式を変更しており、該当箇所に○を付すなど指示に従って記入できるようになっておりますので、ご協力をお願いいたします。(参考にイメージとして右に掲載しております。)

平成28年度 被扶養者資格確認届書		基準日 平成28年7月1日					
整理番号 999 - 99999							
所属所	〇〇市	住所	〒000-0000				
組合員証番号	増 999 - 99999	氏名	共済 太郎				
氏名	共済 太郎	生年月日	昭和44年9月2日				
年齢	46歳	性別	男				
職業	〇〇課	扶養手当の支給	有 無				
配偶者	〇〇〇〇	配偶者	〇〇課				
【被扶養者(調査対象者)】 ※次のa～dについて、それぞれ該当する箇所に○を付けて必要事項を記入してください。また、記載してあります提出書類については、必ず添付してください。							
氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養手当の支給	有	無	(共済組合使用欄)
共済 花子	昭和44年9月2日	46歳	配偶者	(給付事務担当者)			判定 可 否
a 収入は	1 無職	2 学生(平成 年 月卒業予定)	3 パート・アルバイト	4 自営業・農漁	5 その他()		
b 収入はありますか	1 あり	1 給与収入 2 年金収入 3 不動産収入 4 その他	1 専業主婦(主婦) 2 学生 3 病气療養中・障がい者 4 その他	1 専業主婦(主婦) 2 学生 3 病气療養中・障がい者 4 その他	1 専業主婦(主婦) 2 学生 3 病气療養中・障がい者 4 その他		
c 組合員と同居していますか	1 同居	2 別居	住 所 千	同居人の氏名(続柄)	()		
d 調査対象者が、父又は母である場合、その者に配偶者はいますか(父母とも対象者の場合は、それぞれ記入してください。)	1 いる	2 いない	配偶者の収入	理由	1 死亡 2 離別 3 死亡の場合遺族年金の受給	1 有	2 無
氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養手当の支給	有	無	(共済組合使用欄)
共済 良子	昭和20年12月17日	70歳	母	(給付事務担当者)			判定 可 否
a 収入は	1 無職	2 学生(平成 年 月卒業予定)	3 パート・アルバイト	4 自営業・農漁	5 その他()		
b 収入はありますか	1 あり	1 給与収入 2 年金収入 3 不動産収入 4 その他	1 専業主婦(主婦) 2 学生 3 病气療養中・障がい者 4 その他	1 専業主婦(主婦) 2 学生 3 病气療養中・障がい者 4 その他	1 専業主婦(主婦) 2 学生 3 病气療養中・障がい者 4 その他		
c 組合員と同居していますか	1 同居	2 別居	住 所 千	同居人の氏名(続柄)	()		
d 調査対象者が、父又は母である場合、その者に配偶者はいますか(父母とも対象者の場合は、それぞれ記入してください。)	1 いる	2 いない	配偶者の収入	理由	1 死亡 2 離別 3 死亡の場合遺族年金の受給	1 有	2 無
※上記の者のうち、18歳以上60歳未満の者(全日勤の学生及び診断書又は障害者手帳・障害年金証書を提出した者を除く。)については、組合員が扶養しなければならぬ理由と今後の見通し(検認開始予定日等)を具体的に書いてください。 (対象者) _____							
※記載事項に相違ありません。 平成 年 月 日 埼玉県市町村職員共済組合 様 組合員氏名 _____ 印							

4 調査する事項

① 収入がある者

収入の形態により、基準額(収入の限度額)を超えていないか確認します。

② 別居している者

毎月の送金(仕送り)の確認をします。

また、同居者の有無など遠隔地申請時の内容に変更が生じていないか確認します。

③ 18歳以上の被扶養者で扶養手当が支給されていない者(全日制の学生を除く。)

「稼働能力のある者」を引き続き扶養(資格継続)しなければならない場合は、その理由を確認届に具体的かつ詳細に記入いただきます。また、求職中であることを理由に認定されている方については、稼働するまでに必要な期間(概ね1年以内)について申告いただきます。

なお、学生のうち夜間及び通信課程の方は、その旨の記載が必要となります。

④ 条件付き認定者

認定時に「条件付き認定」となった方のうち、雇用保険の失業給付が決定した場合は、雇用保険受給資格者証(支給日額・支給終了日・支給額等の記載があるもの)の写しを提出していただきます。

5 添付書類

次の区分により提出ください。

収入について、給与と年金等複数ある場合は、すべての書類が必要となります。

なお、非課税証明書、所得証明書等の発行手数料は、自己負担となりますのでご了承ください。

区 分	提出いただく主な証明書
①学生の者 ア 国内の学生(学校教育法に定められた学校に通学する者) イ 留学生	ア 国内の学生 (学校教育法に定められた学校に通学する者) ・「在学証明書」(本年7月1日以降に発行されたもの)、または有効期限の記載のある「学生証」の写し イ 留学生 ・留学先の「在学証明書」、または有効期限の記載のある「学生証」の写し(当該証明書等の和訳した書類を添付してください。) * アルバイト収入がある場合は、②の書類も必要です。
②給与収入(パート・アルバイト等)のある者 <u>※いずれも提出してください。</u>	・平成26年7月～平成28年6月までの給与明細(通勤手当等含めた総支給額がわかるもの)、または給与支払証明書 ・平成27年及び平成28年の所得証明書 * 「給与支払証明書」(所定の様式を共済組合のホームページからダウンロードできます。また、事業所の証明印がある書類であれば同様の書類として扱います。) * 源泉徴収票は、交通費が含まれていないため給与収入の確認書類として取り扱いません。
③事業収入(一般・農業・不動産収入等)がある者	・平成26年及び平成27年分の確定申告書及び収支内訳書(控)で税務署の受付印が押印されたものの写し(電子申請の場合は、受付日が確認できるもの)
④年金収入のある者 <u>※いずれも提出してください。</u>	受給しているすべての年金について提出してください。 ・平成26年8月支給分以降の「年金改定通知書(支給額変更通知書)、または年金支払通知書」の写し(遺族・障害年金も含む。) * 新たに年金を受給した場合は「年金証書」の写し * 65歳以上の方は、老齢基礎年金(国民年金)があります。 ・平成27年及び平成28年の所得証明書(遺族・障害年金は除く。)
⑤60歳未満で傷病または障害等により就労困難な者 <u>※いずれも提出してください。</u>	・医師の「診断書」(写しでも可)、または「障害者手帳」の写し、年金を受給している方は「障害年金証書等の写し」 ・平成27年及び平成28年の非課税証明書
⑥収入がない者(全日制の学生は除く。) <u>※配偶者及び夜間・通信課程の学生も提出が必要です。</u>	・平成27年及び平成28年の非課税証明書 * 配偶者については、扶養手当の支給要件確認で所属所へ提出済みの場合は、省略することができます。

区 分	提出いただく主な証明書
⑦遠隔地被扶養者(別居の被扶養者)がいる場合 ※いずれも提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に1人につき月額50,000円以上の仕送り状況が確認できる平成26年7月～平成28年6月までの書類(組合員と対象被扶養者の名前が確認できる送金通知書の控え及び送金後の通帳の写し等) ・別居被扶養者の世帯全員の住民票(学生は除く。) *別居被扶養者に同居人があり、かつ、その方に収入がある場合は、その方の収入のわかる書類(平成26年及び平成27年の源泉徴収票、年金通知書、確定申告書等)
⑧調査対象が父母のいずれか一方である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・父母世帯全員の住民票(⑦で提出した場合は除く。) ・その方に配偶者がいる場合は、配偶者の収入のわかるもの(上記⑦参照)
⑨雇用保険申請中につき「条件付き認定」となっている者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険決定後の「雇用保険受給資格者証(支給日額・支給状況等の記載のあるもの)」の写し

(注)「非課税証明書」及び「所得証明書」については、居住する市区町村で名称が異なる場合があります。

6 被扶養者の認定取消に係る申告書の提出について

調査対象被扶養者のうち、就職または収入限度額を超過している者等については、「確認届書」の氏名等を二重線で削除のうえ「被扶養者申告書③取消」を提出してください。また、被扶養者証を必ず返納してください。

なお、被扶養者の取消日は、「被扶養者の要件を欠くこととなった日」まで遡って取消しとなりますので、その取消日が確認できる書類等を添付してください。

また、調査(検認)前に収入超過した方及び別居者の取消申告書を提出される方についても、平成26年7月1日以降の給与証明書及び仕送りを証明する書類等を提出していただきます。

(1) 収入の捉え方

扶養認定上の収入とは、「所得税法の所得」「暦年による収入」あるいは「年度による収入」などのように得られた金額の実績ではありません。収入を得た事実や雇用条件等の変化により「恒常的に得られる収入見込み額」です。

従って、月額108,334円以上(60歳以上の公的年金受給者及び障害を支給事由とする公的年金受給者である場合は、年金1ヵ月分と給与を合わせ月額150,000円)の賃金を得られる雇用契約を結んだ場合は、その勤務を開始した日が取消日となります。

【扶養認定対象者の収入限度額について】

※公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金及び恩給です。(非課税の障害年金、遺族年金も含む。)

被扶養者の区分	公的年金等を受給していない	公的年金等を受給している		
		障害年金を受給している	60歳以上	60歳未満
認定限度額 (収入の限度額)	年額130万円未満 (月額108,334円未満)	年額180万円未満 (月額150,000円未満)	年額180万円未満 (月額150,000円未満)	年額130万円未満 (月額108,334円未満)

(注)収入の形態により、日額で収入限度額を見る場合もあります。

(2) 給与及び年金等の収入

- ① 60歳未満のパート、年金等の恒常的収入を得ている被扶養者で、収入金額が年額130万円以上ある者。ただし給与収入にあっては、連続3ヵ月108,334円(月額)以上ある者。
- ② 60歳以上の公的年金受給者及び障害を支給事由とする公的年金受給者である場合は、年金額を含めて年額180万円以上ある者。ただし、給与収入がある場合は、連続3ヵ月150,000円(年金1ヵ月分と給与を合わせた月額)以上ある者。

(3) 雇用保険失業給付等の受給

雇用保険申請中のため、条件付きで被扶養者として認定されている調査対象被扶養者で、受給が決定し、雇用保険失業給付等の給付金を日額3,612円以上受給している者。

(4) 就職等

就職または稼働を開始したことにより、被扶養者の要件を欠くこととなった者。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306